

広島県告示第九百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	手島 和彦	
住所	江田島市江田島町小用三丁目一三番一 号	
施 術 所	名 称	石野鍼灸整骨院
	所 在 地	江田島市江田島町小用一丁目三二番五 号
業 務 類	柔道整復	
指 定 年 月 日	平成二二年 一月一八日	